東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目次

告示
○令和元年度地籍調査事業計画の策定……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一
○市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更認可……（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
○都道の区域変更（二件）……（建設局道路管理部路政課）…二
公告
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……（同）…六
○都市計画事業の施行……（建設局道路建設部管理課）…七
○土地収用法施行令に基づく公示送達……（東京都収用委員会）…七
○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……（下水道局）…八
○東京都指定排水設備工事事業者の指定……（同）…八

告示

◉東京都告示第二百八十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、次のとおり令和元年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

令和元年八月六日

東京都知事　小池　百合子

調査を行う者	調査地域	調査期間
千代田区	千代田区東神田一丁目、岩本町一丁目、岩本町二丁目及び岩本町三丁目の各地内	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで
中央区	中央区明石町、勝どき五丁目及び勝どき六丁目の各地内	
港区	港区白金一丁目及び南青山四丁目の各地内	
新宿区	新宿区信濃町及び大京町の各地内	
文京区	文京区本郷三丁目及び湯島二丁目の各地内	
台東区	台東区入谷一丁目、入谷二丁目、千束一丁目、千束二丁目及び竜泉一丁目の各地内	
墨田区	墨田区錦糸一丁目、錦糸二丁目、錦糸三丁目、緑四丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目及び江東橋三丁目の各地内	
江東区	江東区塩浜一丁目及び塩浜二丁目の各地内	
品川区	品川区小山二丁目、小山台一丁目及び大井二丁目の各地内	
目黒区	目黒区下目黒五丁目、上目黒二丁目、目黒本町四丁目及び目黒本町五丁目の各地内	
大田区	大田区東蒲田二丁目、東雪谷二丁目及び東雪谷三丁目の各地内	
世田谷区	世田谷区宇奈根三丁目、世田谷三丁目、大蔵四丁目、喜多見三丁目、喜多見六丁目及び豪徳寺二丁目の各地内	
中野区	中野区松が丘一丁目及び松が丘二丁目の各地内	
杉並区	杉並区高円寺南三丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、西荻南一丁目、西荻南四丁目及び南荻窪二丁目の各地内	
豊島区	豊島区池袋本町二丁目及び池袋本町三丁目の各地内	
荒川区	荒川区西尾久二丁目、東尾久五丁目、町屋二丁目及び町屋四丁目の各地内	
板橋区	板橋区小茂根一丁目、小茂根二丁目及び向原三丁目の各地内	
練馬区	練馬区上石神井二丁目、豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南一丁目、豊玉南三丁目、豊玉上一丁目、豊玉上二丁目、豊玉北一丁目、豊玉北二丁目及び豊玉北三丁目の各地内	
足立区	足立区神明三丁目の地内	
葛飾区	葛飾区西亀有二丁目、西亀有三丁目、堀切八丁目、亀有一丁目、亀有三丁目及び亀有五丁目の各地内	
江戸川区	江戸川区南篠崎町一丁目、南篠崎町五丁目、下篠崎町、篠崎町三丁目及び江戸川一丁目	

八王子市	の各地内 八王子市元本郷町三丁目、元本郷町四丁目、大横町、日吉町、千人町一丁目、千人町二丁目、千人町三丁目及び本町の各地内
三鷹市	三鷹市上連雀五丁目及び上連雀六丁目の各地内
青梅市	青梅市吹上、大門一丁目、千ヶ瀬町三丁目及び千ヶ瀬町四丁目の各地内
府中市	府中市美好町一丁目及び美好町二丁目の各地内
調布市	調布市下石原三丁目の地内
町田市	町田市大蔵町、鶴川四丁目及び小野路町の各地内
小金井市	小金井市緑町三丁目及び緑町四丁目の各地内
小平市	小平市学園西町二丁目及び学園西町三丁目の各地内
日野市	日野市三沢五丁目の地内
東村山市	東村山市秋津町四丁目及び諏訪町二丁目の各地内
国分寺市	国分寺市北町三丁目及び北町四丁目の各地内
福生市	福生市大字福生の地内
武蔵村山市	武蔵村山市榎二丁目及び伊奈平三丁目の各地内
多摩市	多摩市諏訪一丁目、中沢一丁目、聖ケ丘一丁目、聖ケ丘五丁目及び連光寺一丁目の各地内
羽村市	羽村市羽西三丁目の地内
あきる野市	あきる野市五日市字松原ヶ谷戸、同字小庄、同字川端、同字小能及び同字番場の各地内
日の出町	西多摩郡日の出町大久野の地内
檜原村	西多摩郡檜原村上元郷の地内
奥多摩町	西多摩郡奥多摩町白丸及び海澤の各地内

◉東京都告示第二百八十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の九第一項の規定に基づき東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第五十条の八第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　再開発会社の名称
　神六再開発株式会社
二　市街地再開発事業の種類及び名称
　東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業
三　事業施行期間
　平成三十一年二月十五日から令和五年九月三十日まで
四　施行地区
　渋谷区神宮前六丁目地内
五　事務所の所在地
　渋谷区神宮前六丁目二十八番四号
六　施行認可の年月日
　平成三十一年二月十五日
七　規準及び事業計画の変更の認可の年月日
　令和元年八月六日

◉東京都告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和元年八月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　(一)　路線名　町田日野
　(二)　変更の区間　多摩市南野一丁目一番一地先から同市落合六丁目十五番一地先まで
　(三)　変更の概要　別図表示(1)のとおり
二　(一)　路線名　小山乞田
　(二)　変更の区間　多摩市鶴牧六丁目八番十一地先から同市南野三丁目一番一地先まで
　(三)　変更の概要　別図表示(2)のとおり

別図

都道町田日野線
都道小山乞田線　区域変更略図

多摩市南野一丁目～鶴牧六丁目

都道

市道

編入区域

(1)都道町田日野線

延長　一、三五六・六一メートル

面積　三四、一七七・五五平方メートル

(2)都道小山乞田線

延長　一、三九九・一五メートル

面積　三六、九一八・九六平方メートル

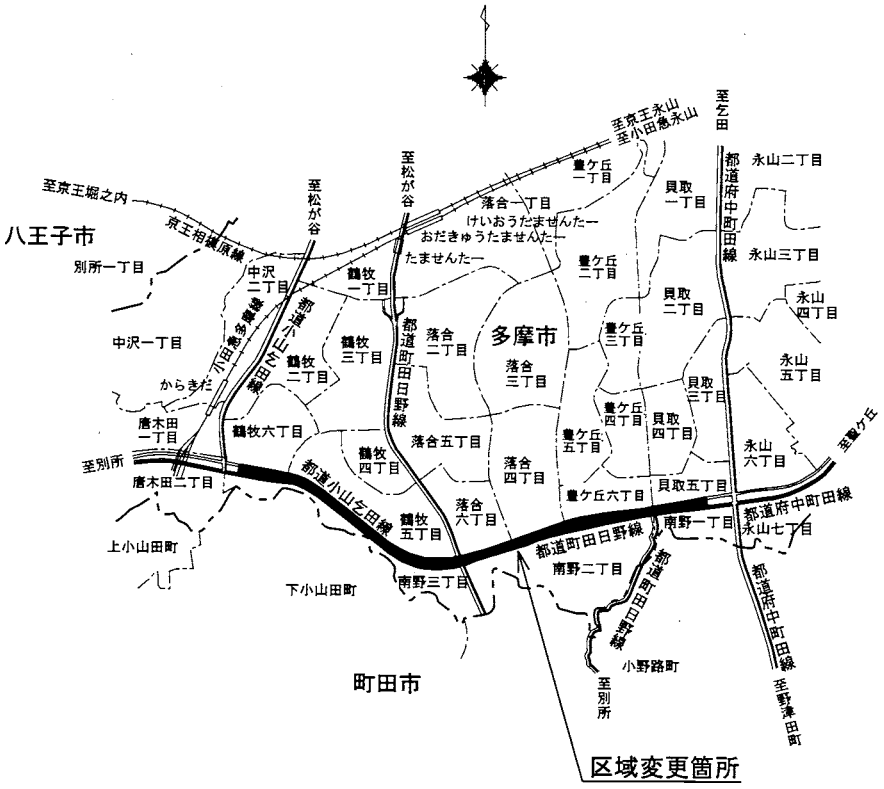

(1)都道町田日野線

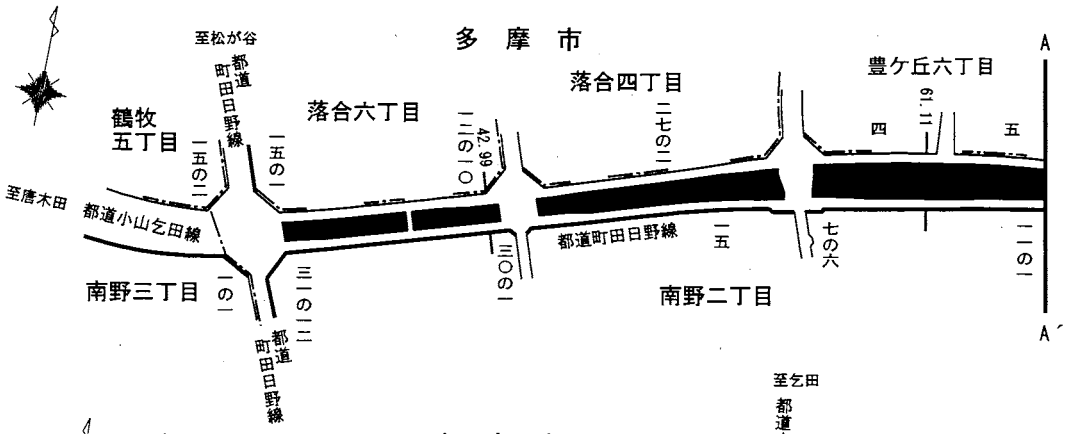

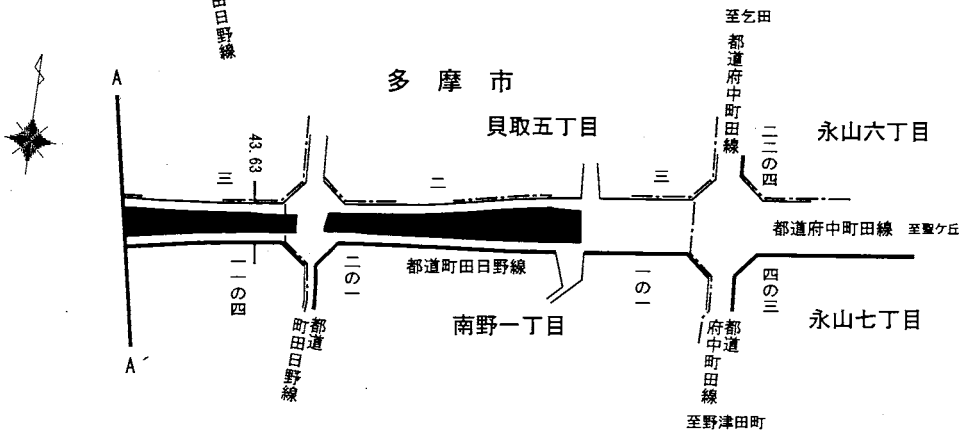

(2)都道小山乞田線

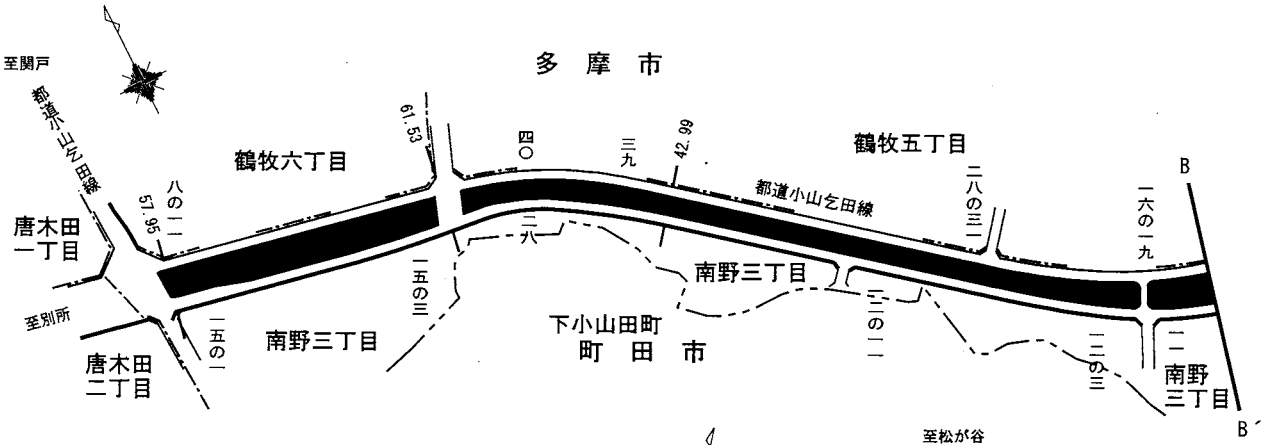

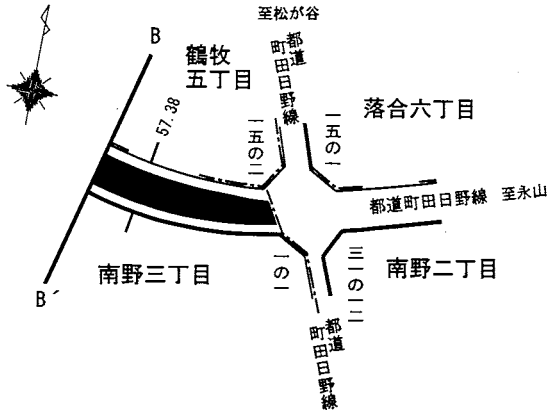

◉東京都告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

一　路線名　府中町田

二　変更の区間　多摩市諏訪六丁目一番地先から同市永山六丁目二十二番七地先まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

その関係図面は、令和元年八月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和元年八月六日

東京都知事　小池　百合子

別図

都道府中町田線区域変更略図

多摩市諏訪六丁目～永山六丁目

都道　市道

編入区域

延長　二、三六六・七九メートル

面積　七二、三六五・八一平方メートル

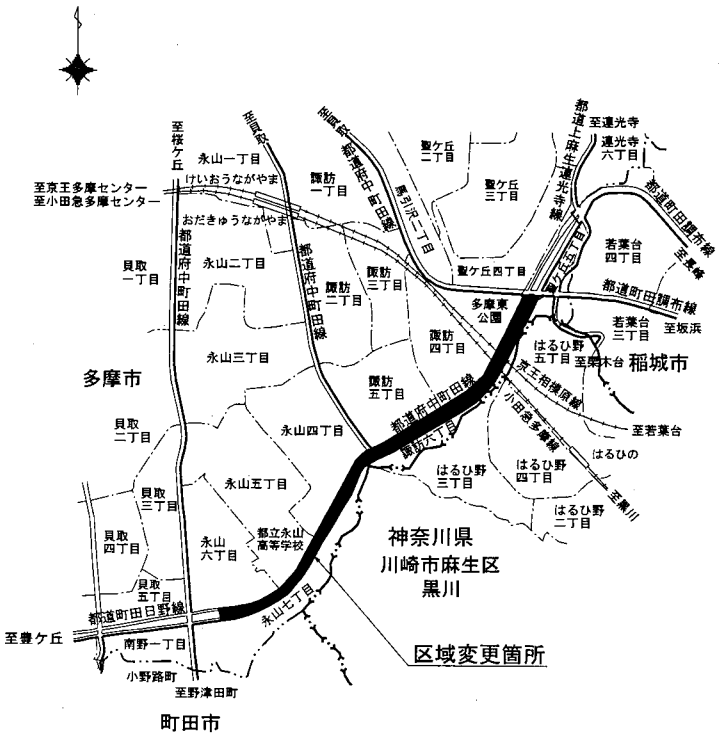

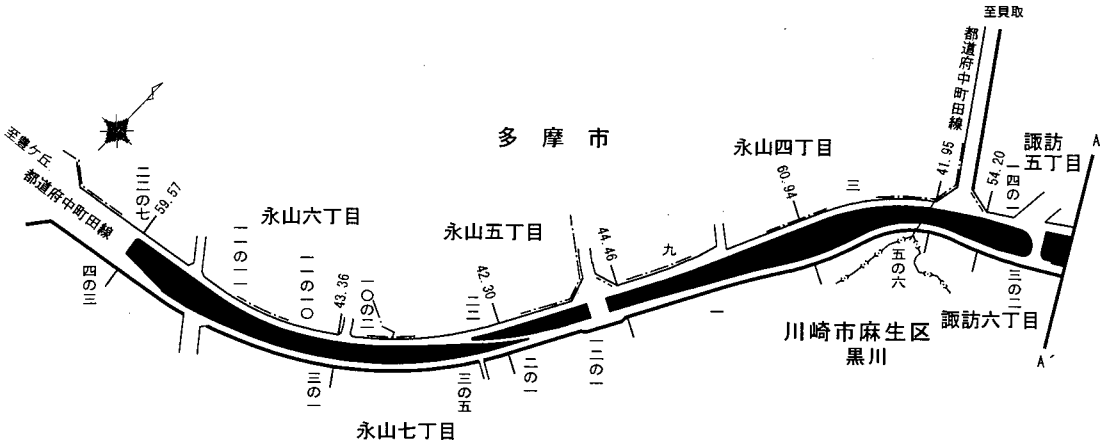

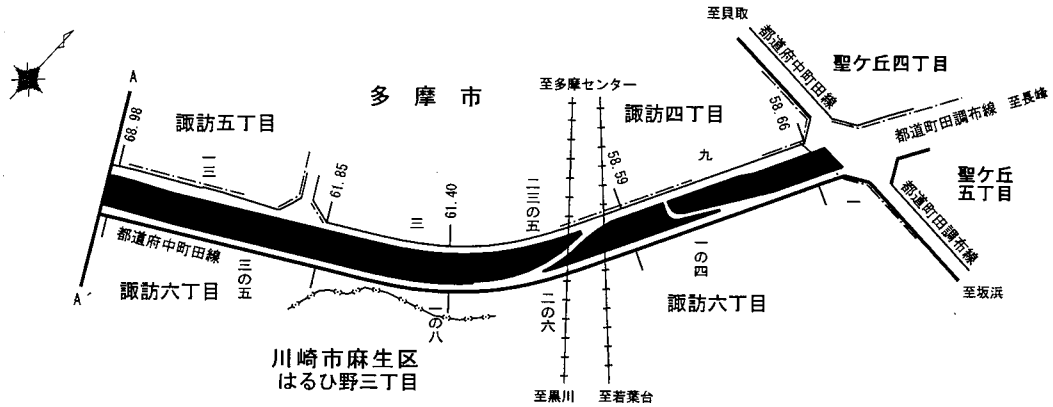

公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「㈠氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）㈡住所（団体にあっては所在地）㈢意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年八月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和元年八月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　店舗名　東陽町ＰＪ新築工事
二　店舗所在地　江東区南砂二丁目三番一
三　設置者名　エムジーリース株式会社
四　設置者住所　千代田区一ツ橋二丁目一番一号
五　小売業を行う者の氏名又は名称　株式会社タイヨー
六　新設をする日　令和二年三月二十日
七　店舗面積の合計　千六百七平方メートル
八　駐車場の位置及び収容台数　店舗内ほか　五十台
九　駐輪場の位置及び収容台数　店舗西側　百四十七台
十　荷さばき施設の位置及び面積　店舗内　四十平方メートル
十一　廃棄物等の保管施設の位置及び容量　店舗内　八・三三立方メートル
十二　小売業を行う者の開店時刻　午前七時
十三　小売業を行う者の閉店時刻　午前零時
十四　来客が駐車場を利用することができる時間帯　午前六時三十分から翌午前零時三十分まで
十五　駐車場の自動車の出入口の数及び位置　一か所　店舗北西側
十六　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯　午前六時から午後十時まで
十七　届出日　令和元年七月十九日
十八　縦覧場所　東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十九　縦覧期間　令和元年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
二十　縦覧時間　午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「㈠氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）㈡住所（団体にあっては所在地）㈢意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年八月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和元年八月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　店舗名　西友東陽町店
二　店舗所在地　江東区東陽四丁目十二番三十号
三　設置者名　大出産業株式会社
四　設置者住所　江東区東陽四丁目十二番十八号
五　変更前の設置者の代表者名　大出　彰
六　変更後の設置者の代表者名　大出　隆司
七　変更前の小売業者の氏名又は名称　合同会社西友
八　変更後の小売業者の氏名又は名称　合同会社西友ほか四名
九　変更を行った小売業者の氏名又は名称　合同会社西友

十　変更前の小売業者の代表者名　スティーブン・ヘイズ・デイカス
十一　変更後の小売業者の代表者名　リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー
十二　変更日　平成三十一年三月十五日ほか
十三　届出日　令和元年七月十九日
十四　縦覧場所　東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五　縦覧期間　令和元年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六　縦覧時間　午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「㈠氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）㈡住所（団体にあっては所在地）㈢意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年八月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和元年八月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　店舗名　西友東陽町店
二　店舗所在地　江東区東陽四丁目十二番三十号
三　設置者名　大出産業株式会社
四　設置者住所　江東区東陽四丁目十二番十八号
五　変更前の駐車場の位置及び収容台数　店舗北側ほか　三十台
六　変更後の駐車場の位置及び収容台数　店舗北側　二十五台
七　変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯　二十四時間ほか
八　変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯　二十四時間
九　変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置　三か所　店舗北東側ほか
十　変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置　一か所　店舗北東側
十一　変更日　令和元年七月二十日ほか
十二　届出日　令和元年七月十九日
十三　縦覧場所　東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四　縦覧期間　令和元年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五　縦覧時間　午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年八月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画事業の種類及び名称　別表のとおり
二　施行者の名称　東京都
三　事務所の所在地　新宿区西新宿二丁目八番一号
四　事業地の所在　別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線	世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目並びに目黒区駒場四丁目地内	令和元年七月十八日関東地方整備局告示第十八号	第二建設事務所

土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第５条第２項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和元年８月26日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和元年８月６日

東京都収用委員会
会長　池　田　眞　朗

記

1　事件名
平成28年第18号及び平成28年第18号の2
東京都市計画道路事業補助線街路第11号線のための土地収用事件

2　送達すべき書類
令和元年7月5日付裁決書の正本

3　送達を受けるべき者
住所　不明
ただし、商業登記簿上の住所は、東京都渋谷区恵比寿西一丁目1番2号
氏名　株式会社エイムトレーディング
清算人　不明

4　公示送達に係る土地の所在及び地番
東京都渋谷区恵比寿四丁目74番8

5　公示送達に係る掲示の事実
(1)　掲示されている場所
東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）
(2)　掲示を始めた年月日
令和元年8月6日

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和元年八月六日

東京都下水道局長　和賀井　克　夫

一　事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和元年五月九日	五一一〇	株式会社水飼設備	江戸川区南篠崎町一丁目二十六番十五号	江戸川区下篠崎町十八番十七号
同月十五日	四八三九	株式会社サイトウ・管工	江東区東砂六丁目十七番十四号	江東区東砂五丁目四番三号
同月十七日	二一三四	有限会社中央水道工業	中央区日本橋浜町二丁目四十九番八号	中央区日本橋浜町三丁目三十四番三号
同月二十二日	二一七七	有限会社茂山工務店	江戸川区西葛西八丁目三番五号	江戸川区西葛西八丁目三番四号
同月二十九日	四九八七	有限会社細田設備	練馬区大泉町四丁目五番八号	練馬区東大泉二丁目十三番四号

二　代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和元年五月八日	五四六〇	新日空サービス株式会社	宇佐美威司	金石　正博
同月十日	三三六四	新日本空調株式会社リニューアル事業部	前川　伸二	三橋　渡
同月十六日	二五二六	第五冷暖房株式会社	吉見　修	高橋　重行
同日	五四九二	アース・グリーン株式会社	佐藤　楼一	川原美保子
令和元年五月二十一日	四六二五	株式会社北村製作所	北村　天	北村　義彦
同日	四九七〇	株式会社五十嵐工業所	五十嵐春生	五十嵐　保
令和元年五月二十九日	三〇八一	株式会社新和興業	宮坂　良弥	宮坂　光弥
同月三十日	二九九九	昭和設備株式会社	積田　鉄也	松本すみ江

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和元年八月六日

東京都下水道局長　和賀井　克　夫

一　指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五六一〇	坂田設備	坂田　真志	足立区平野一丁目十番二十号　マイキャッスル梅島アーバンステージ二〇二号
五六一一	有限会社　ティスリー	関口登美雄	練馬区貫井四丁目三十九番二号
五六一二	東京ガスライフバルE－Do株式会社	蒔野美千夫	中央区日本橋三丁目六番七号　ファミール東京グランリッツ
五六一三	株式会社　ブレイブ	高桑　利行	足立区一ツ家一丁目二十番十六号
五六一四	有限会社　原岡設備工業	原岡　誠	杉並区今川二丁目三番十一号

二　指定年月日

令和元年六月五日

発　行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号
163-8001
定　価
本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号
113-0001

FSC
ミックス
FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ